

奈良県訓令第三号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和元年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

第三条第一項中「臨時的任用職員及び日々雇用職員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改め、「この条において」を削る。

第四条第一項中「月曜日から金曜日まで」を削り、「午後五時十五分まで」の下に「（同項ただし書に規定する者については、午前八時三十分から午後五時十五分までの範囲内）」を加える。

第八条第二項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（会計年度任用職員の服務）

第二十七条 会計年度任用職員の服務については、別に定める。